

新一般廃棄物最終処分場の整備に関する

第7回住民説明会

日 時	場 所
令和4年11月19日（土）14：00～15：30	千厩支所
令和4年11月21日（月）19：00～20：30	奥玉市民センター
令和4年11月22日（火）19：00～20：30	磐清水市民センター
令和4年11月23日（水）10：00～11：30	マリアージュ
// 14：00～15：30	
令和4年11月25日（金）19：00～20：30	小梨市民センター

一関地区広域行政組合



1

本日の説明内容

- (1) はじめに
- (2) 新最終処分場の候補地選定の経過について
- (3) 新最終処分場整備基本計画の概要について



2

(1) はじめに



3

(1) はじめに



■廃棄物（ごみ）について

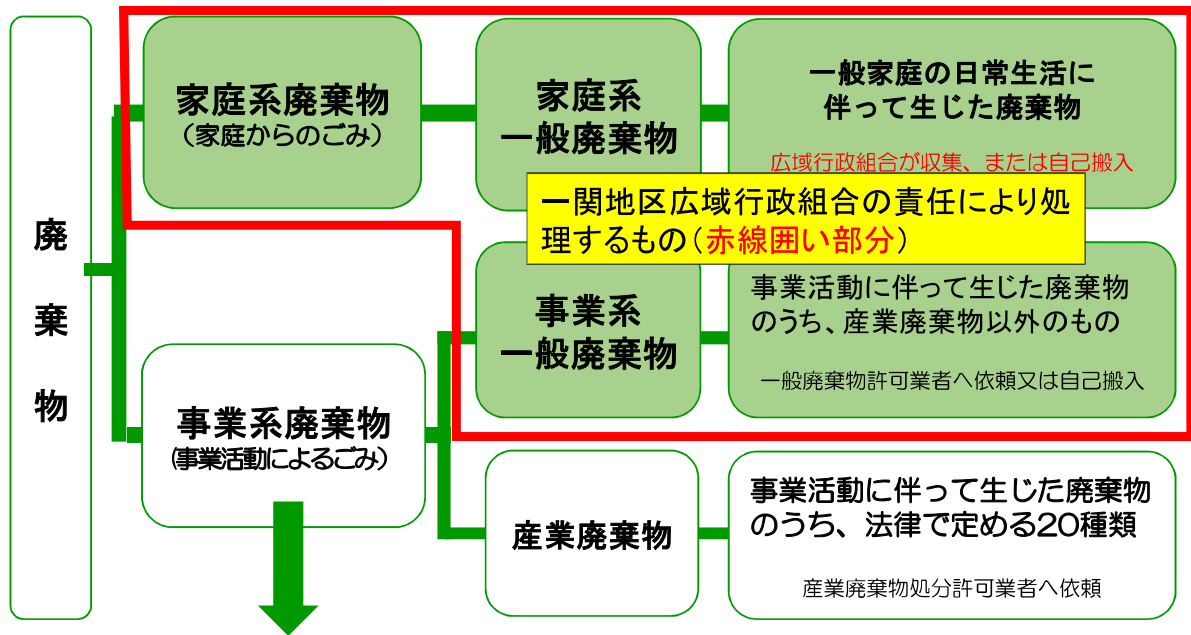
廃棄物（ごみ）は、**一般廃棄物**と**産業廃棄物**があります。

産業廃棄物	法律で定める20種類の事業活動に伴って生じた廃棄物
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none">生活に伴い排出される家庭から排出される廃棄物産業廃棄物以外の事業活動に伴って排出された廃棄物

一般廃棄物は市町村が処理について責任を持ち、**産業廃棄物**は排出事業者が自らに処理責任があります。

組合では、一関市と平泉町内から排出された**一般廃棄物**の**処理**と**最終処分**を行っています。

廃棄物の分類と種類



事業活動に伴って発生する事業系廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別され、取扱いが異なります。店舗や工場、事業所から排出される廃棄物をはじめ、営利・非営利、民間・公共を問わず、事業活動で発生する廃棄物はすべて「事業系廃棄物」となります。

5

■最終処分場とは

- ・ 最終処分場とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定められた構造基準と維持管理基準に基づき設置・運営し、廃棄物を埋め立てて最終的に処分する施設のことをいいます。
- ・ 現在、当組合では廃棄物を燃やした際に生じる灰や燃やすことができない廃棄物（不燃ごみ）で、リサイクルが困難なものを埋立処分しています。

6

■ 廃棄物処理の広域化

H11. 3 「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定

県内を6ブロックに区分（一関市、平泉町は県南ブロック）

H25. 11 「県南地区ごみ処理広域化基本構想」を策定

- ・ 焼却施設は一関と大東の清掃センターを統合し、焼却による熱エネルギーを有効利用する。
- ・ 最終処分場については、一関市、平泉町内で集約化を図る。

■ 現在稼働している施設の状況（焼却施設）

 <p>一関清掃センター(150 t /日) ※ 41年経過</p>	 <p>大東清掃センター(80 t /日) ※ 23年経過</p>
---	---

7

■ 現在稼働している組合管内の最終処分場

施設名称	埋立容量
舞川清掃センター	155,666m ³
花泉清掃センター	31,035m ³
東山清掃センター	120,447m ³

花泉清掃センターは令和4年7月に廃棄物の搬入を停止しており、年度内に最終覆土をして埋立を完了する予定。

舞川清掃センター及び東山清掃センターについても埋立できる容量が残り少なくなっている。

ごみの量の大幅な変化や大規模な災害などによる突発的な埋立量の増加も考えられるため、埋立ができなくなる事態とならないよう、早急に新しい最終処分場の整備が必要となっている。

8

(2) 新最終処分場の候補地選定の経過について



9

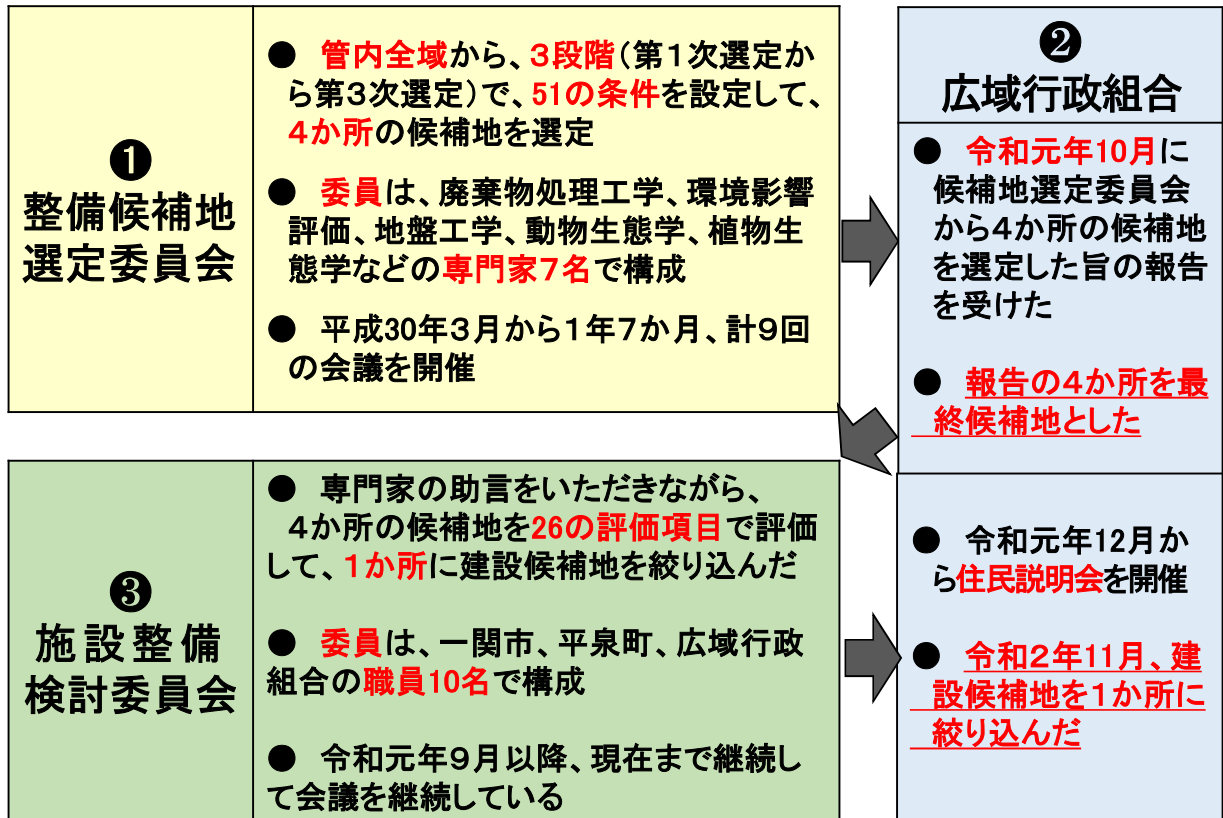
(2) 候補地選定の経過



■新最終処分場候補地に係る基本条件

項目	条件
必要面積	約 4 ha (40,000m ²)
埋立年数	25年間 (うち第1期: 15年間)
埋立容量	178,000m ³ → ※変更後 約126,800m ³
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣、不燃ごみ、その他
選定範囲	一関市、平泉町 (一関市狐禅寺地区を除く)
選定方法	周辺条件、地形等で選定 (市町推薦地域等なし)
運営主体	一関地区広域行政組合

■新最終処分場候補地選定の大きな流れ



11

■整備候補地選定委員会では、3段階で選定

区分	内容	絞り込み
第1次選定	法的規制や災害の影響など不適切と考えられる地域を除外(管内面積:1,319.81km ²)	条件:25項目 268.17km²
第2次選定	アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布などの諸条件により、候補地を絞り込む	条件:18項目 19か所
第3次選定	アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布などの諸条件により、候補地を絞り込む	条件:8項目 4か所

絞り込みの条件一覧 51項目				土地取得の容易性
自然公園地域	地すべり防止区域	文化財等	公共施設(市町村)	人口重心からの距離
自然環境保全地域	地すべり危険地区	埋蔵文化財包蔵地	道路状況	隣接自治体からの距離
環境緑地保全地域	山腹崩壊危険地区	重要文化的景観	インフラ整備の状況	技術面の評価
鳥獣保護区特別保護地区	なだれ危険地区	巨樹・巨木林	評価対象地人口	土地利用面の評価
国有林	崩壊土砂流出危険地区	景観地区・準景観地区	敷地面積	経済面の評価
保安林	土石流危険渓流	人口分布	道路状況	土地権利面の評価
河川保全区域	地すべり地形分布図	土地造成の容易性	取付道路の有無	その他考慮すべき事項
緑の回廊	浸水想定区域	構造物等の有無	土地の利用状況	自然環境面の評価
砂防指定地	都市計画区域	学校病院からの距離	構造物等の有無	生活環境面の評価
急傾斜地崩壊危険区域	農業振興地域	公共施設(国・県)	土地造成の容易性	総合的評価

12

■都市計画区域（第1次選定）



社会的特性条件の一つとして、都市計画法の規制を受ける区域を回避するため設定。

【都市計画区域とは】

都市計画は、都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るためのものであり、その計画の範囲を都市計画区域として設定している。

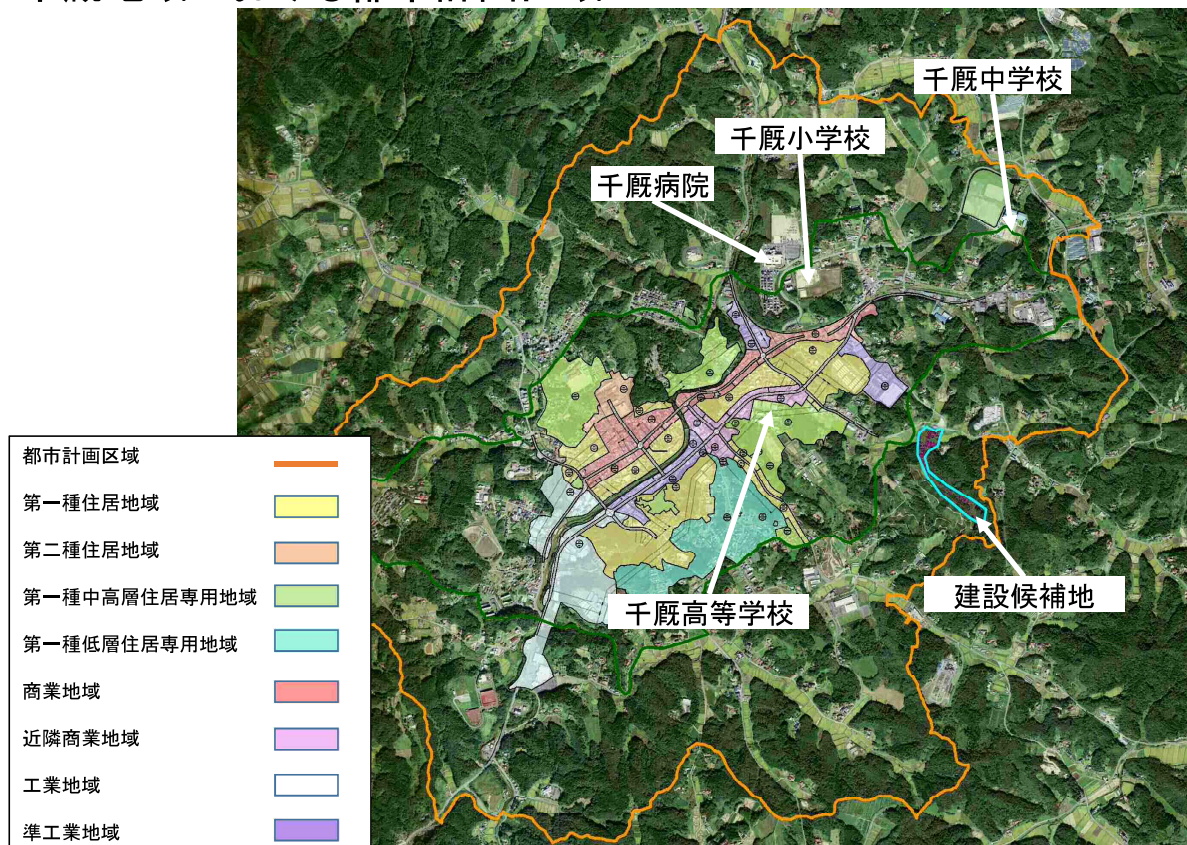
区域内には、用途地域として指定されている区域と指定されていない区域がある。

用途地域は、良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現するため、それぞれの地域に応じ建築物の用途、容積率、高さ等に制限を加えられている。

【用途地域の種類】 組合管内（一関市、平泉町）で用途指定があるもの

- ・ 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域
第二種住居地域
- ・ 近隣商業地域、商業地域
- ・ 準工業地域、工業地域、工業専用地域

千厩地域における都市計画区域



選考対象の可否の判断の内容

都市計画区域	用途指定	用途地域	選考
区域内	指定あり	低層住居専用地域 中高層住居専用地域 住居地域 近隣商業地域 商業地域	除 外
		工業地域 準工業地域 工業専用地域	選考対象
	指定なし	—	選考対象
区域外	—	—	選考対象

15

■学校、病院からの距離（第2次選定）補足2



最終処分場においては、距離に関する規制はありませんが、静寂が必要とされる文教施設、厚生施設に近接しない候補地を選定するため設定。

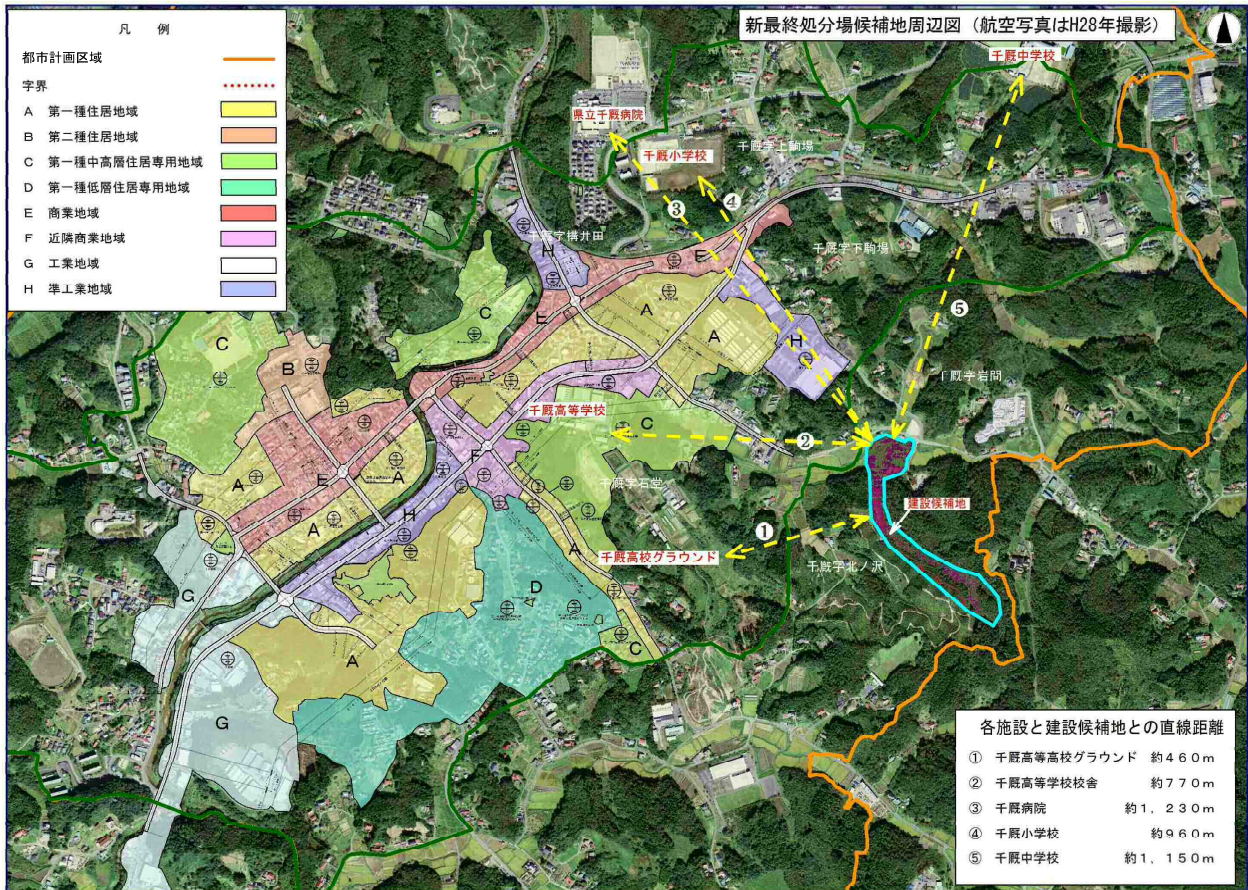
学校、幼稚園及び病院、老人福祉施設から300m以内を除外した。

【距離の考え方】

『ごみ焼却場等を都市計画決定する際の計画標準』（昭和35年旧建設省通達）において、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場の位置については、付近300m以内に学校、病院、住宅群、公園がないこととした留意事項が示されていたことから、この距離の考え方を参考としたもの。

なお、この通達は平成12年に廃止されている。

16



■土地取得の容易性（第2次選定）

補足3



候補地選定委員会では、候補地を絞り込むに当たって、最終処分場の整備に対する地元の理解や土地の現況などの情報が重要要素となり、**事業の実現性に大きく関係するもの**と捉えた。

このことから、候補地として提供してもよいという**土地の情報提供を募集**し、その情報を第2次選定において、「**土地取得の容易性**」として選定評価に反映することとした。

【土地取得の容易性の評価内容】

評価内容	評価基準	評価
土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等から情報提供の状況に応じて評価する。 ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない。	構成市町が所有する土地であり 且つ 住民等からの情報提供がある	◎
	構成市町が所有する土地である 又は 住民等からの情報提供がある	○
	構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△

土地の情報提供

●募集期間 平成30年12月25日～平成31年3月29日

●周知方法 一関市、平泉町の広報紙へ掲載
プレスリリース
組合ホームページへの掲載

結果として、**18件**（新最終処分場、新エネルギー回収型一般廃棄物処理施設合わせて）の情報提供があった。

19

第3次選定の結果

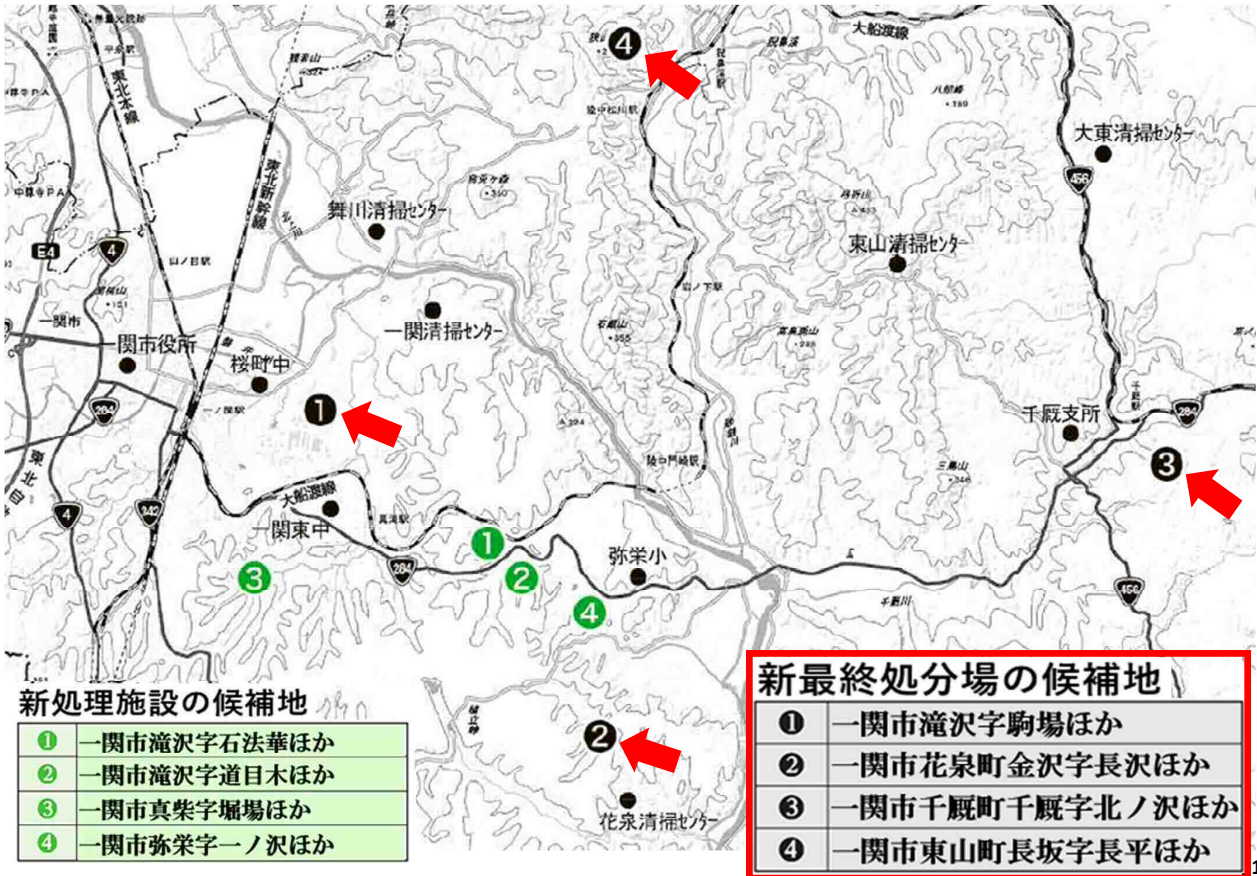
候補地選定委員会が選定した4か所の候補地（＝最終選考候補地）

候補地名称	合計点数 (順位)	うち「土地取得の容易性」の評価(点数)	「土地取得の容易性」の 点数を加えない場合 (順位)
千厩字北ノ沢ほか	62.0 (1位)	○ 情報あり(6)	56.0 (1位)
長坂字長平ほか	59.7 (2位)	○ 市有地あり(6)	53.7 (3位)
金沢字長沢ほか	59.7 (2位)	○ 市有地あり(6)	53.7 (3位)
滝沢字駒場ほか	58.0 (4位)	△ 情報なし(2)	56.0 (1位)

※「土地取得の容易性」の点数を加えない場合でも「千厩字北ノ沢ほか」の1位は変わらない。

20

最終選考候補地位置図



■ 施設整備検討委員会では、評価項目を設定して絞り込み

【4か所から1か所に絞り込む方法】

施設整備基本方針の区分ごとに評価項目を設定して比較

【評価項目】

- ㊦ 数値化できる項目 → 数値に基づき 定量評価
- ㊩ 数値化できない項目 → 利点と課題を整理して 定性評価
- ㊦と㊩の総合評価により候補地を絞り込む

評価項目一覧 26項目

①安定性に優れた 安全な施設	受電環境 給水環境 排水管までの距離 亜炭採掘鉱区 湧水・表流水 土質
②環境に配慮した施設	交通安全 排水基準 景観との調和 自然環境への影響 生活環境への影響 周辺農地への影響
③災害に強い施設	想定される自然災害の種類 施設建設の阻害要因
④経済性に優れた施設	造成費 施設建設費 取付道路整備費 用地取得費 運転管理費 運搬費
⑤その他	総合計画・土地利用計画との整合性 協働による地域づくり 利用者の利便性 想定地権者数 想定筆数 工事環境

総合評価の表の見方

(例)

① 「安定性に優れた安全な施設」の評価

候補地	□□字 ××ほか	□□字 ××ほか	□□字 ××ほか	□□字 ××ほか
評価項目				
受電環境				
給水環境				
配水管までの距離				
この区分において優位と評価した候補地	○	△		◎

課題はグレーで表示

- ◎ : 最も優位とした候補地
- : 2番目に優位とした候補地
- △ : 3番目に優位とした候補地
- : 優劣はないと評価した区分

23

■ 総合評価

① 「安定性に優れた安全な施設」の評価

候補地	滝沢字 駒場ほか	金沢字 長沢ほか (馳場ほか)	千厩字 北ノ沢ほか	長坂字 長平ほか
評価項目				
受電環境	優劣はない			
給水環境	給水区域内	給水区域内	給水区域内	給水区域外
配水管までの距離	設備の管理上で 大きな差はない (60m)	設備の管理上で 大きな差はない (770m)	設備の管理上で 大きな差はない (300m)	給水区域外
亜炭採掘鉱区	一部鉱区内 詳細調査が必要	鉱区外	鉱区外	鉱区外
湧水・表流水	表流水は主に浸透して湿地となる地形	流水はあるが、建設、維持管理上、支障はない	流水はあるが、建設、維持管理上、支障はない	多量の湧水への対策が必要
土質	高含水比のため、盛土流用には土質改良が必要	高含水比のため、盛土流用には土質改良が必要	盛土流用するのに支障はない	基盤が岩塊のため、盛土流用には適さない
この区分において優位と評価した候補地	△	○	◎	

24

② 「環境に配慮した施設」の評価

評価項目	候補地 滝沢字 駒場ほか	金沢字 長沢ほか (馳場ほか)	千厩字 北ノ沢ほか	長坂字 長平ほか
交通安全	一般的な交通安全対策で対応可能	一般的な交通安全対策で対応可能	一般的な交通安全対策で対応可能	防護柵等の交通安全対策が必要
排水環境	近くの河川に漁業権が設定されていない	近くの河川に漁業権が設定されていない	近くの河川に漁業権が設定されていない	近くの河川に漁業権が設定されている
景観との調和	優劣はない			
自然環境への影響	優劣はない(いずれも新たな土地開発であり、ある程度の環境負荷を伴う)			
生活環境への影響	優劣はない(いずれも500m以内に住宅があり騒音などへの対策が必要)			
周辺農地への影響	優劣はない(いずれも下流の水田への配慮が必要)			
この区分において優位と評価した候補地	◎	◎	◎	

25

③ 「災害に強い施設」の評価

評価項目	候補地 滝沢字 駒場ほか	金沢字 長沢ほか (馳場ほか)	千厩字 北ノ沢ほか	長坂字 長平ほか
予測される自然災害の種類	優劣はない			
施設建設の阻害要因	優劣はない			
この区分において優位と評価した候補地	□	□	□	□

26

④ 「経済性に優れた施設」の評価

評価項目	候補地 滝沢字 駒場ほか	金沢字 長沢ほか (馳場ほか)	千厩字 北ノ沢ほか	長坂字 長平ほか
初期費用 造成費 施設建設費 取付道路整備費 用地取得費 維持費用 運転管理費 運搬費	初期費用と維持費用の合計額が、最小値との比較で5%以内 (53.7 億円)	初期費用と維持費用の合計額が、最小値との比較で5%以内 (56.2 億円)	初期費用と維持費用の合計額が、最小値との比較で5%以内 (54.4 億円)	初期費用と維持費用の合計額が、最小値との比較で20%を超える (66.1 億円)
この区分において優位と評価した候補地	◎	◎	◎	

27

⑤ 「その他」の評価

評価項目	候補地 滝沢字 駒場ほか	金沢字 長沢ほか (馳場ほか)	千厩字 北ノ沢ほか	長坂字 長平ほか
総合計画・土地利用計画との整合性	具体的な開発計画などはなかった			
協働による地域づくり	現時点において、候補地間の比較をするには至らなかった			
利用者の利便性	二車線道路からの距離が短く、利便性が高い	二車線道路からの距離が比較的長く、利便性が低い	二車線道路からの距離が短く、利便性が高い	二車線道路からの距離が比較的長く、利便性が低い
想定地権者数	優劣はない (5人~28人、用地取得上の支障とはならない)			
想定筆数	優劣はない (8筆~47筆、用地取得上の支障とはならない)			
工事環境	敷地内で掘削土の搬出や建設資材の仮置場が確保できない	施工上の大きな課題はない	施工上の大きな課題はない	敷地内で掘削土の搬出や建設資材の仮置場が確保できない
この区分において優位と評価した候補地	○	○	◎	

28

総合評価一覧

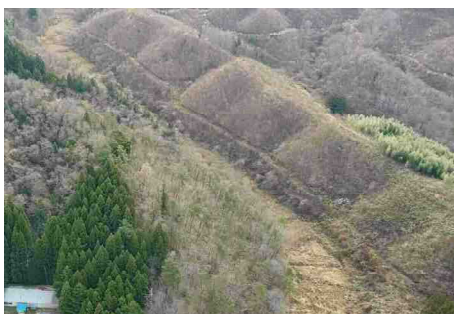
候補地 基本方針 (評価区分)	滝沢字駒場ほか	金沢字長沢ほか (建設場所・馳場ほか)	千厩字北ノ沢ほか	長坂字長平ほか
① 安定性に優れた安全な施設	△	○	◎	
② 環境に配慮した施設	◎	◎	◎	
③ 災害に強い施設	□	□	□	□
④ 経済性に優れた施設	◎	◎	◎	
⑤ その他	○	○	◎	

29

■ 各区分の評価を総合した結果、新最終処分場の候補地は、優劣がないと評価した評価区分を除く他の評価区分において最も高い評価を得た

「千厩字北ノ沢ほか」

が最適であると評価



← ①候補地中央部から南方向を撮影



②市道から南方向を撮影



30

■エネルギー回収型一般廃棄物処理施設(新処理施設)の候補地選考方法について(参考)

- ・新処理施設の候補地選考については、**新最終処分場と同様の選考方法**で選定してきた。
- ・候補地選定委員会（委員：7名 計8回）により4か所の候補地を選定。
- ・施設整備検討委員会において、4か所から1か所へ絞込みをした。

31

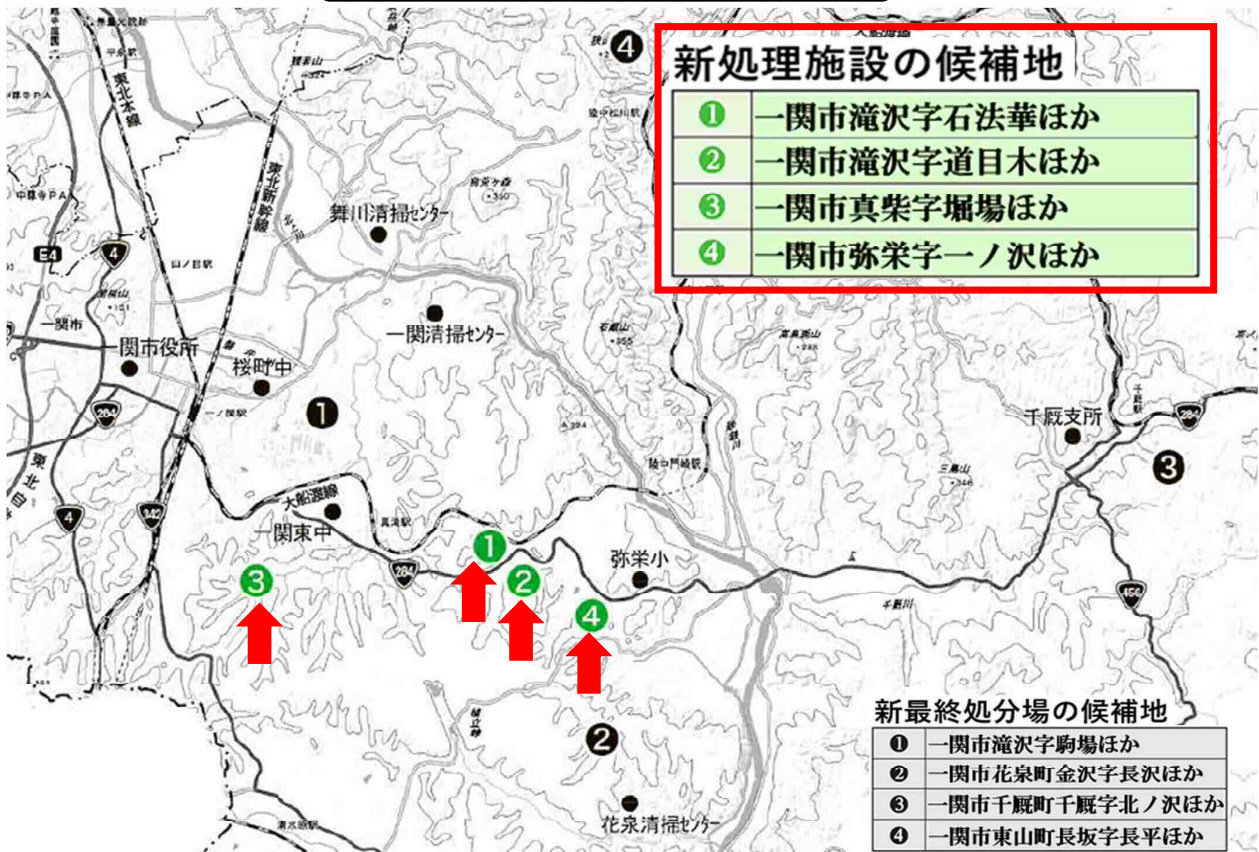
■新処理施設の絞込み条件・評価項目(49+27=76)

自然公園地域	地すべり防止区域	埋蔵文化財包蔵地	農振整備計画との整合性	運搬経費の経済性
自然環境保全地域	地すべり危険地区	重要文化的景観	評価対象地人口	技術面の評価
環境緑地保全地域	山腹崩壊危険地区	巨樹・巨木林	敷地面積	土地利用面の評価
鳥獣保護区特別保護地区	なだれ危険地区	景観地区・準景観地区	道路状況	経済面の評価
国有林	崩壊土砂流出危険地区	人口分布	取付道の有無	土地権利面の評価
保安林	土石流危険渓流	土地造成の容易性	土地の利用状況	その他考慮すべき事項
河川区域	地すべり地形分布図	構造物等の有無	1万整備の状況	自然環境面の評価
緑の回廊	浸水想定区域	公共投資エリアの回避	構造物の有無	生活環境面の評価
砂防指定地	都市計画区域	隣接自治体からの距離	土地造成の容易性	総合的評価
急傾斜地崩壊危険区域	文化財等	運搬経費の経済性	土地取得の容易性	

① 安定性に優れた安全な施設	受電環境	給水環境	配水管までの距離	亜炭採掘鉱区
	配慮を要する構造物		土質	
② 環境に配慮した施設	交通量	交差点位置	取付道路	景観との調和
	自然環境への影響		生活環境への影響	
③ 廃棄物を資源として活用できる施設	資源の活用先			
④ 災害に強い施設	想定される自然災害の種類		施設建設の阻害要因	
⑤ 経済性に優れた施設	造成費	施設建設費	取付道路整備費	用地取得費
	運転管理費		収集運搬費	
⑥ その他	総合計画・土地利用計画との整合性		協働による地域づくり	
	利用者の利便性	想定地権者数	想定筆数	文化財

32

最終選考候補地位置図



評価一覧

新処理施設

候補地 基本方針 (評価区分)	滝沢字石法華ほか	滝沢字道目木ほか (建設場所・石法華ほか)	真柴字堀場ほか	弥栄字一ノ沢ほか
① 安定性に優れた安全な施設	○		△	◎
② 環境に配慮した施設				◎
③ 廃棄物を資源として活用できる施設	□	□	□	□
④ 災害に強い施設	□	□	□	□
⑤ 経済性に優れた施設	□	□	□	□
⑥ その他	◎	○	○	◎

■新処理施設の建設候補地は、

「弥栄字一ノ沢ほか」

が最適であると評価



中央部周辺が候補地



■施設整備についての説明会

新最終処分場の**建設候補地絞り込み**や**施設整備計画の策定**については、進捗状況に合わせて、説明会においてお知らせしてきました。

主な説明会の種類

区分	対象者
住民説明会	一関市、平泉町にお住まいの方
地区説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・弥栄地区にお住まいの方 ・千厩地区（千厩町千厩）にお住まいの方
周辺自治会説明会	候補地周辺の自治会の範囲にお住まいの方

説明会の実施状況

候補地を4か所に選定して以降、1か所に絞込みするまで

	開催	時期	会場数	回数	のべ参加者	説明内容 (主に最終処分場に関すること)
住民説明会	第1回	R1.12.1 ～ R1.12.17	8会場 マリアージュ ほか	8回	263 人	最終選考候補地を4か所としたこと
	第2回	R2.7.3 ～ R2.7.8	8会場 マリアージュ ほか	10回	158 人	① 施設整備基本方針(案) ② 各候補地の建設場所の検討状況 ③ 候補地の絞込み方法(案)
	第3回	R2.9.11 ～ R2.9.16	8会場 マリアージュ ほか	10回	149 人	① 最終処分場の施設形式(案) ② 候補地の評価(中間)の状況 ほか
	第4回	R2.11.6 ～ R2.11.10	8会場 マリアージュ ほか	8回	116 人	① 最終処分場の施設規模(案) ② 候補地の評価(案) ほか

37

説明会の実施状況

1か所に絞込みした以降

	開催	時期	会場数	回数	のべ参加者	説明内容 (主に最終処分場に関すること)
住民説明会	第5回	R3.6.26 ～ R3.6.29	3会場 川崎市民センター ほか	3回	30 人	① これまでの説明会の概要 ② 漏水検知システムの導入(案) ③ 浸出水処理施設の規模の考え方(案) ほか
	第6回	R4.3.1 ～ R4.3.6	4会場 川崎市民センター ほか	4回	30 人	① これまでの説明会の概要 ② 施設整備基本計画(案)の概要
地区説明会	第1回	R3.6.27	2会場 千歳市民センター 弥栄市民センター	2回	71 人	① これまでの説明会の概要 ② 漏水検知システムの導入(案) ③ 浸出水処理施設の規模の考え方(案) ほか
	第2回	R4.3.5 R4.3.6	1会場 千歳保健センター	3回	71 人	① 候補地選定の経過 ② 施設整備基本方針(案) ほか

38

説明会の実施状況

1か所に絞込みした以降

	開催	時期	会場数	回数	のべ参加者	説明内容
周辺自治会説明会	第1回	R2.12.19	1会場 マリアーヂュ	1回	24人	① 建設候補地の絞込みの経緯 ② 施設の概要
	第2回	R3.3.13	1会場 マリアーヂュ	1回	20人	① 令和3年度 of 取組予定 ② 地元組織について
	第3回	R3.6.26	1会場 マリアーヂュ	1回	18人	① 第2回周辺自治会説明会の概要 ② 第2回土地所有者説明会の概要 ③ 地形測量及び地質調査 ④ 漏水検知システムの導入(案) ⑤ 浸出水処理施設の規模の考え方(案) ほか
	第4回	R3.11.20	1会場 マリアーヂュ	1回	37人	① 第3回周辺自治会説明会の概要 ② 地形測量、地質調査の結果 ③ 放流水の計画放流水質(案) ほか
	第5回	R4.2.20	1会場 マリアーヂュ	1回	17人	① 第4回周辺自治会説明会の概要 ② 整備基本計画(案)の概要 ほか

39

■一関市、平泉町広報によるお知らせ

施設整備の内容について、候補地選定委員会が候補地4か所を選定するまでの間、一関市及び平泉町の広報紙に検討状況を掲載しお知らせしてきました。

発行時期	掲載内容(主に新最終処分場に関すること)
平成30年9月号	新最終処分場の候補地を選定のお知らせ
平成30年11月号	① 新処理施設の候補地選定の開始 ② 新最終処分場の第1次選定結果
平成31年2月号	① 新処理施設の第1次選定結果 ② 土地情報の募集
令和元年7月号	① 新処理施設の第2次選定結果 ② 新最終処分場の第2次選定結果
令和元年9月号	現地調査の実施について
全 5 回掲載	

40

■ 組合広報紙「くらしの情報」によるお知らせ

施設整備の内容について、組合広報紙「くらしの情報」を発行し、一関市及び平泉町の全戸に配布しています。

	発行時期	掲載内容(主に新最終処分場に関する事)
4 か 所 選 定 後	令和元年11月	最終選考候補地の選考について
	令和2年2月	① 第1回住民説明会について
	令和2年4月	① 住民説明会の延期 ② 候補地の絞込み方法(案)などへの意見募集
	令和2年9月	① 第3回住民説明会の案内 ② 第2回住民説明会について
	令和2年11月	① 第4回住民説明会の案内 ② 第3回住民説明会について
1 か 所 に 絞 込 み 後	令和3年1月	① 新最終処分場建設候補地の絞込み ② 第4回住民説明会について ほか
	令和3年6月	① 第5回住民説明会の案内 ② 第1回、第2回周辺自治会説明会について ほか
	令和3年12月	② 第5回住民説明会、第1回地区説明会、第3回周辺自治会説明会について ③ 建設候補地を絞り込むまで(ダイジェスト) ほか
	令和4年2月	① 第6回住民説明会の案内 ② 第4回周辺自治会説明会 ③ 施設見学会について ほか
	令和4年5月	新最終処分場整備基本計画 ほか
	令和4年11月	① 住民説明会の開催案内について ② 候補地選定の経緯について
令和4年11月1日時点 11回発行		

41

■ 組合ホームページ、LINE(ライン)公式アカウント

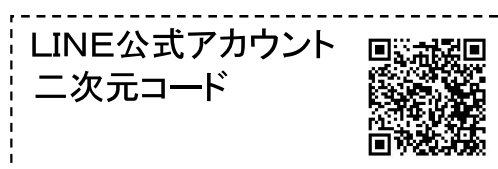
- 候補地選定委員会の選定の内容
- 施設整備検討委員会での検討状況
- 説明会の状況
- 組合広報紙「くらしの情報」 など

施設整備に関することは、組合のホームページに掲載し、いつでも閲覧することができます。

また、LINEの公式アカウントにて随時お知らせしています。

ホームページURL

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>



42

(3) 新最終処分場整備基本計画の概要について



43

(3) 新最終処分場整備基本計画の概要について



組合では、令和4年3月に新最終処分場の整備基本計画を策定しています。

組合広報紙「くらしの情報」2022年5月でお知らせしています。
また、組合ホームページからいつでも閲覧することができます。

計画策定の目的

本計画は、新たな最終処分場を整備するため、

施設形式や施設規模、環境保全対策など

基本的な事項について考え方をまとめたもの。

施設整備基本方針

新最終処分場整備基本方針を設定。

① 安定性に優れた安全な施設

- ・ 信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
- ・ 耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設

② 環境に配慮した施設

- ・ 環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設
- ・ 廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設

③ 災害に強い施設

- ・ 災害時でも稼働し、災害廃棄物を受け入れられる施設

④ 経済性に優れた施設

- ・ 建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

45

施設整備の基本的事項

1 埋立対象物

埋立対象物は、以下のとおり。

- ・ 焼却残渣
- ・ 不燃残渣
- ・ 不燃物

2 埋立期間及び規模

全体埋立期間 (内訳)	25年	施設全体規模	126,800 m³
第1期 埋立期間	15年	埋立規模	80,600 m ³
第2期 埋立期間	10年	埋立規模	46,200 m ³

46

3 建設候補地の位置

所在地: 一関市千厩町千厩字北ノ沢ほか



47

4 施設形式

施設形式は、国内で導入実績がある「オープン型」と「クローズド型」の利点と課題を整理し、比較検討により

オープン型

とした。

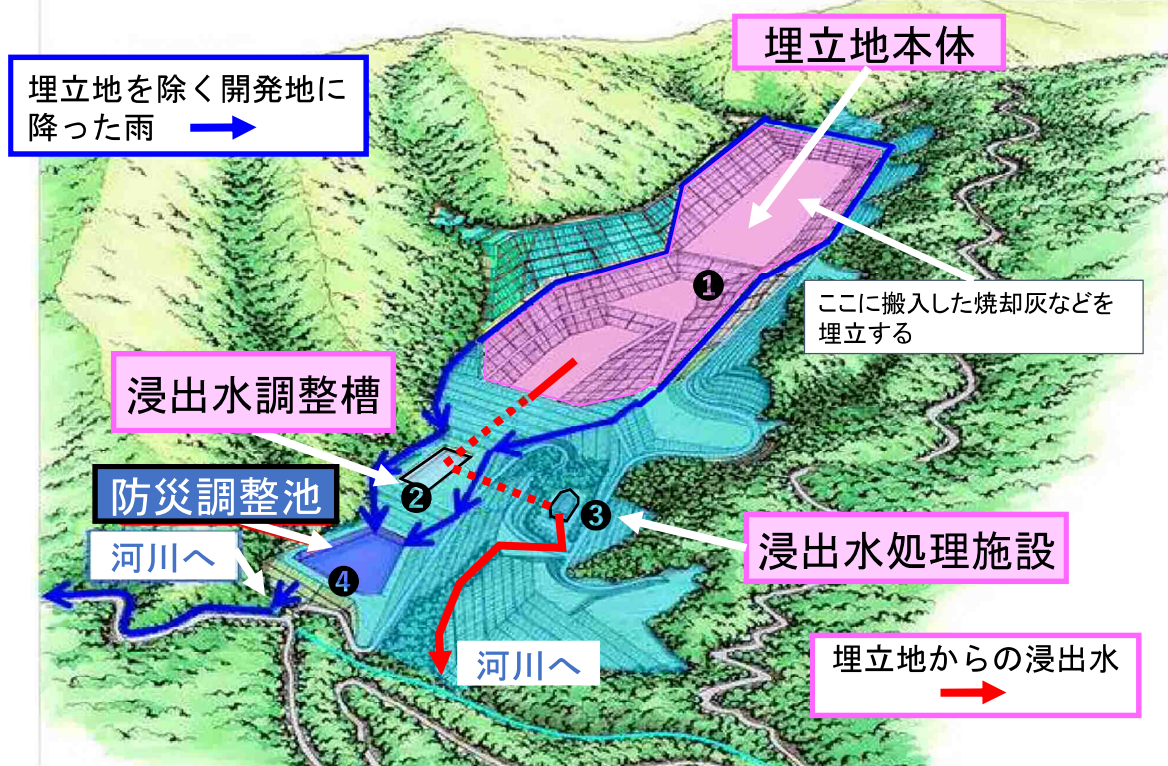


オープン型・・・屋外開放型で屋根などが無い形式。

クローズド型・・・屋内閉鎖型で埋立地を屋根などで覆う形式。

48

施設形式(オープン型の最終処分場のイメージ)

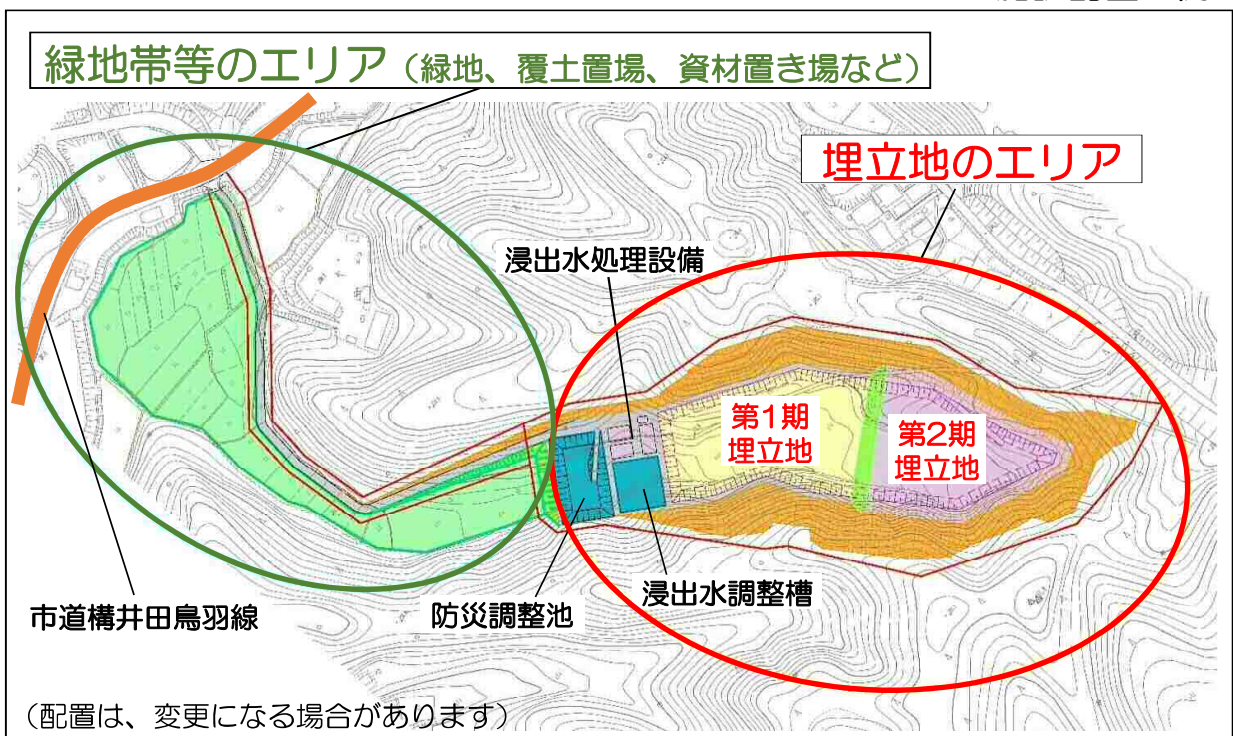


- ② 浸出水調整槽・・・埋立地からの浸出水を浸出水処理施設に定量的に送るために、浸出水を一旦溜めておく水槽
- ③ 浸出水処理施設・・・埋立地からの浸出水の放流先の公共水域や地下水を汚染しないよう安全な水質に処理するための施設

施設計画

1 施設配置計画

施設配置の例

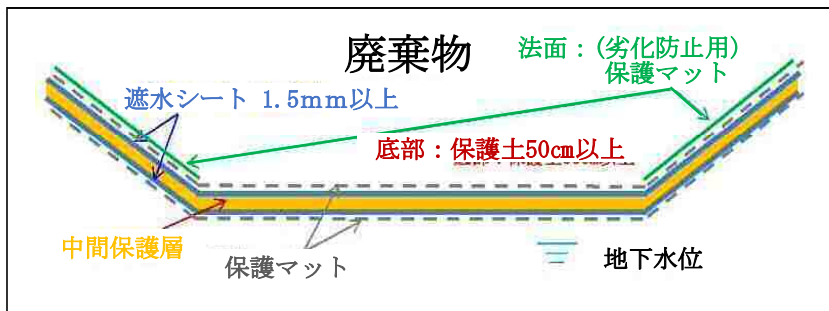


2 遮水工計画

浸出水の流出防止を目的として、十分な強度、耐久性、確実な施工性、容易に損傷しない

二重遮水シート

による遮水構造を採用。



51

3 漏水検知システムの採用

遮水シートの万が一の破損に備え、より迅速で確実に漏水箇所の特精度が高い

電気式検知法

の採用を検討し、漏水の有無を常時モニタリングする。

4 浸出水処理施設と浸出水調整槽の規模

過去30年間の降水量データなどを基に

水収支計算

により設定。

52

5 計画放流水質

より安全・安心な施設とするため、技術的に可能であり合理的な範囲で**法定の基準よりも**

厳しい独自の基準

を設定

項目	排水基準値 (性能指針)	計画放流水質
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	60以下 (20以下)	10以下
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	90以下	10以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	60以下 (10以下)	10以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10以下	10以下
その他項目	基準省令以下	基準省令以下

53

環境保全計画

1 水質汚濁防止対策

水質管理は、現在の施設と同様に日常監視を行い、計画放流水質、基準省令に定められた水質検査を実施する。

2 騒音・振動対策

- 建設候補地は規制対象区域外であるが、生活環境影響調査の結果を踏まえ、対応を検討する。
- 浸出水処理施設の機械室は、防音材による対策を、使用重機は低騒音型を採用する。

3 臭気対策

- 臭気は、近年、生ごみなどの有機物の埋立を行わなくなったことにより、問題が発生する事例は少ない。
- 即日覆土の励行により対策する。

4 飛散防止対策

- 近年、飛散しやすいビニール、プラスチック類をそのまま埋立てることがなくなり、問題が発生する事例は少ない。
- 埋立地の周辺にネットフェンスを設けるなどして対策する。

54

■実際の作業1 埋立する灰の積込（大東清掃センターの例）



55

■実際の作業2 埋立する灰の運搬中の様子



56

■実際の作業3 埋立の様子（東山清掃センター）

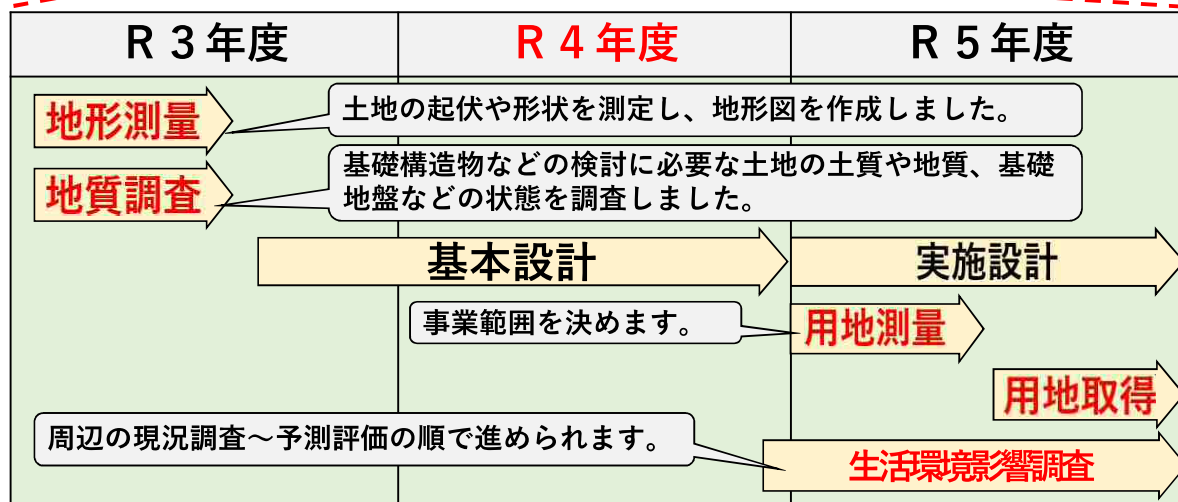


57

整備基本計画の年次計画

整備基本計画策定時(令和4年3月31日時点)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
主な事業	測量、生活環境影響調査、基本設計など			建設工事			稼働



58

ご清聴ありがとうございました。

